

とやま中央会 FAX 情報

2024. 5. 1 発行 №678

取引力強化推進事業公募のご案内

本会では、中小企業・小規模事業者の連携により共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化推進を図るために行う取組みに対して助成する取引力強化推進事業の公募を行います。

なお、応募書類に基づき、選考委員会による厳正な選考を行いますので、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

1. 補助対象者

- (1) 構成員の総数の 1/2 以上の小規模事業者を有する事業協同組合(連合会)・商工組合(連合会)・商店街振興組合(連合会)
- (2) 事業協同小組合及び企業組合
- (3) 常時使用する従業員の数が5人以下である又は組合員の 3/4 以上が協業実施直前において小規模事業者であった協業組合
- (4) 直接又は間接の構成員の 2/3 以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、構成員の 1/2 以上が小規模事業者である一般社団法人 等

※小規模事業者…常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業においては5人以下)の会社及び個人

2. 補助対象事業

- (1) 共同事業活性化
共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合HPやチラシ等の検討や作成を行う事業
- (2) 受注促進
共同受注促進のため、組合ブランド商品のHPやチラシ等の検討や作成を行う事業
- (3) ブランド構築
連携によるブランド構築を目指す事業であっ

て、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業

(4) 取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業

(5) その他

上記の他、業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業

3. 補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

4. 補助限度額・補助率

補助上限額：50万円、補助下限額：10万円
補助率：補助対象経費総額(税抜き)の2/3

5. 提出書類・提出方法

(1) 申請書

下記URLより、応募申請書を正1部、副1部ダウンロードください。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/LYGWF>

(2) 添付書類

申請に際しては以下の書類1部(共同申請の場合は全ての申請者の書類を各1部)を添付く

ださい。

①定款

②直近年度の事業報告書及び決算関係書類（設立1年未満の組合の場合は月次決算書等による申請日前月末時点の貸借対照表及び損益計算書）

③当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

④組合員名簿

(1)、(2)の書類を持参又は郵送にてご提出ください。

6. 公募期間

令和6年5月13日(月)～6月14日(金)

7. 提出・お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 流通労働支援課
〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3

富山商工会議所ビル6階

TEL. 076-424-3686

◇ 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業公募のご案内

本会では、小企業者組合等が組合員及び組合活性化のために実施する経営基盤強化や生産性向上を目指した既存の事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ（実現可能性調査）等に対して助成する小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業の公募を行います。

なお、応募書類に基づき、選考委員会による厳正な選考を行いますので、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

1. 補助対象者

- (1) 構成員の総数の3/4以上の小企業者を有する事業協同組合（連合会）・商工組合（連合会）・商店街振興組合（連合会）
- (2) 事業協同小組合及び企業組合
- (3) 常時使用する従業員の数が5人以下である又は組合員の3/4以上が協業実施直前において小企業者であった協業組合 等

※小企業者…常時使用する従業員の数が5人以下（商業・サービス業においては2人以下）の会社及び個人

2. 補助対象事業

(1) 小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施するフィージビリティ・スタディ

①テーマ例

- ・ITを活用した市場開拓
- ・首都圏や海外等の新たな需要先の開拓
- ・今後の原材料の安定的確保
- ・消費者ニーズに対応する新たな意匠開発
- ・他分野との連携による技術開発
- ・物流システムの効率化
- ・伝統・技能の継承
- ・SDGsを取り入れるための既存事業の再検討
- ・緊急時に備えたBCP策定 等

②手法例

- ・利用者・消費者等へのアンケートによるフィージビリティ・スタディ
- ・新商品のテストマーケティングによるフィージビリティ・スタディ
- ・国内外の展示会等への出展によるフィージビリティ・スタディ 等

(2) 上記(1)のフィージビリティ・スタディの結果を活用した具体化のための事業「実施例」

- ・ITの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発
- ・海外市場開拓のための試験的な期間限定の多言語対応Webサイトの構築
- ・新商品・新技術の開発（試作、改造、実験、実用化試験）
- ・原材料の安定的確保を図るためのストックヤードの設計
- ・伝統・技能継承のための資格制度の創設を目指したテスト的な試験の実施
- ・大災害発生に対応するためのBCP策定

・SDGsに対応した新商品・サービスの開発等

3. 補助対象経費

謝金、旅費、会議費、借損料、通信運搬費、印刷費、原稿料、消耗品費、雑役務費、委託費

4. 補助額・補助率

補助上限額：120万円、補助下限額：10万円

補助率：補助対象経費総額（税抜き）の6/10

5. 提出書類・提出方法

(1) 申請書

下記URLより、応募申請書を正1部、副1部ダウンロードしてください。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/tfQ6iV>

(2) 添付書類

申請に際しては以下の書類1部（共同申請の場合は全ての申請者の書類を各1部）を添付してください。

①定款

②直近年度の事業報告書及び決算関係書類

③当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

④組員名簿

6. 公募期間

令和6年5月13日（月）～6月14日（金）

7. 提出・お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 流通労働支援課
〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3

富山商工会議所ビル6階

TEL. 076-424-3686

◇ 各種法制度改正等への対応のための講習会開催・専門家派遣等のご案内

本会では、諸制度改正に関連した組合等の様々な課題（2024年問題等の働き方改革、

税制、改正電子帳簿保存法等）に対応するため、講習会の開催や組合等への専門家派遣を行っています。

無料（本会で対象経費を負担）でご活用できますので、お気軽にお問い合わせください。

1. 想定される活用事例

(1) 税制や電子帳簿保存法改正に対応するための税理士等の派遣

(2) 改正育児・介護休業法に対応するための社会保険労務士等の派遣

(3) ハラスメントの防止措置義務化に対応するための社会保険労務士等の派遣

(4) 2024年問題や同一労働同一賃金等の働き方改革に対応するための社会保険労務士等の派遣

(5) 制度改正に対応したデジタル化対応支援のためのITコーディネータ等の派遣

(6) 事業継続力強化計画策定支援のための経営コンサルタント等の派遣等

2. お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 流通労働支援課
TEL. 076-424-3686

◇ 事業環境変化対応型支援事業のご案内

本会では、令和5年10月よりインボイス制度が導入されたことに伴い、生じた疑問点や課題への対応を支援するため、講習会の開催や組合等への専門家派遣を行う「事業環境変化対応型支援事業」を実施します。

無料（本会で対象経費を負担）でご活用できますので、お気軽にお問い合わせください。

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

1. 相談内容・講習会テーマ例

- (1) インボイス制度や消費税の基本的な仕組み
- (2) インボイス制度に対応した請求書や領収書の様式について
- (3) 取引先から課税事業者の選択を求められている免税事業者の対応
- (4) デジタル化・IT活用によるインボイス制度への対応
- (5) インボイス制度に対応するための補助金の活用方法 等

2. 専門家

税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、ITコーディネータ、経営コンサルタント 等

3. 派遣実施期限 令和7年1月末日まで

4. お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 流通労働支援課
TEL. 076-424-3686

◇ 富山県商店街災害復旧等事業費補助金（商店街にぎわい創出事業）2次募集のご案内

富山県では、令和6年能登半島地震により、被害を受けた商店街等が行う「にぎわい創出」のためのイベント等の事業を支援する「富山県商店街災害復旧等事業費補助金（商店街にぎわい創出事業）」の2次募集を行っています。

1. 補助対象事業者

- ・商店街等を構成する商店街振興組合、事業協同組合、任意団体 等
- ・商店街等組織と民間事業者の連携体

2. 補助対象事業

商店街等のにぎわいを取り戻すためのイベント事業 等

3. 補助内容

- (1) 補助率
 - ・直接的な被害を受けた商店街等：10/10
 - ・間接的な被害を受けた商店街等：2/3 以内
- (2) 補助額

上限額 100万円、下限額 30万円

4. 補助対象経費

謝金、旅費、設営費、運搬費、備品費、借損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費 等

5. 申請方法

下記URLより、申請書類をダウンロードし、メールにてお申込みください。

<https://www.pref.toyama.jp/1300/kensei/kouhou/houdou/2024/4gatu/20240422syoutengai-nigiwai2zi.html>

6. 申請締切

- 1次締切：令和6年6月3日（月）まで
事業実施期間：令和6年7月1日（月）～令和7年3月19日（水）
- 2次締切：令和6年7月4日（木）まで
事業実施期間：令和6年8月1日（木）～令和7年3月19日（水）

7. 申請・お問い合わせ先

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
TEL. 076-444-3253
E-mail: achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835